



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………(都市整備局市街地建築部調整課)…一
 - 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(環境局環境改善課)…二
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…四
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(七件)……………(環境局環境改善課)…五
 - 都道の区域変更(五件)……………(建設局道路管理部路政課)…三
 - 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…一九
- 公 告
- 特定非営利活動法人の認定……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…二〇
 - 特定非営利活動法人の仮認定……………(同)…二〇
 - 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推

告示

- 進のための導入推奨機器指定要綱の一部改正……………(環境局都市地球環境部計画調整課)…二〇
 - 争議行為の予告(二件)……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)…三
 - 消防法に基づく命令……………(東京消防庁)…五
- 正 誤
- 平成二十四年九月十三日付東京都告示第千三百六十七号……………五
 - 平成二十四年十二月二十一日付東京都規則第百七十八号……………三六

東京都告示第百二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第六項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十五年三月十三日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 公聴会を行う日時 平成二十五年三月二十一日(木曜日)午後二時から
- 二 公聴会を行う場所 東京都庁第一本庁舎三十三階S五特別会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号
- 三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査係(東京都庁第二本庁舎三階)

申請の概要

- 四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため
電話〇三(五三八八)三三三四
新宿区西新宿二丁目八番一号
- 建築主住 港区六本木三丁目一番二十八号
- 所氏名 六本木三丁目東地区市街地再開発組合
- 建築敷地 港区六本木三丁目十二番四十一ほか
- 地域地区 第二種住居地域、商業地域及び防火地域等
- 工事種別 増築
- 及び用途 共同住宅、自動車庫、事務所、集会場、飲食店、物販店舗及び変電所
- 敷地面積 約一七、三七二平方メートル
- 建築面積 約九、九六一平方メートル
- 延べ面積 約二〇二、五〇四平方メートル
- 構造及び階数 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造
- 高さ 二四二・〇メートル
- 適用条文 建築基準法第四十八条第六項ただし書

東京都告示第百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)以下「法」という。第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

山崎 弘 人

●東京都告示第三百三十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十三日

東京都知事 猪 瀬 直 樹





一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区豊洲六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにベンゼン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別 図

【凡 例】

-  : 形質変更時要届出区域
-  : 単位区画境界線
-  : 筆境界線
-  : 調査対象地

No	X 座標 (m)	Y 座標 (m)
1	-39978.620	-4749.362
2	-39956.262	-4722.347
3	-39968.657	-4712.099
4	-39985.290	-4709.854
5	-40001.299	-4709.843
6	-40103.050	-4625.874
7	-40123.714	-4575.177
8	-40120.179	-4565.824
9	-40146.895	-4576.761
10	-40137.829	-4580.981
11	-40115.159	-4630.631

※上記座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により、日本測地系座標計算によって作成した。

